東京外国語大学国際教育支援室設置要項

令和5年3月22日 規 則 第 58号

(設置)

第1条 国立大学法人東京外国語大学組織規則第26条第1項6号 の規定に基づき、東京外国語大学に国際教育支援室(以下「支援室」という。)を置く。

(目的)

第2条 支援室は、学部及び大学院において海外の大学と連携した国際的な教育プログラム等 の調整及び支援することを目的とする。

(業務)

- 第3条 支援室は、次に掲げる業務を行う。
- (1) 海外の大学との国際教育の調整及び支援等に関すること。
- (2) 海外の大学とのダブル・ディグリープログラム及びジョイント・ディグリープログラムの調整及び支援等に関すること。
- (3) 国際教育に係る学生への支援・助言等に関すること。
- (4) 国際教育に係る調査・分析に関すること。
- (5) その他国際教育に関すること。

(組織)

- 第4条 支援室に、次の職員を置く。
- (1) 支援室長
- (2) その他必要な支援室員

(支援室長)

- 第5条 支援室長は、本学の教職員のうちから学長が任命する。
- 2 支援室長は、支援室の管理運営に関する業務を掌理する。

(任期)

第6条 支援室長の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(支援室員)

第7条 支援室員は、支援室長の指示に従い、支援室の業務を処理する。

(部会)

第8条 支援室を運営するため、教育アドミニストレーション・オフィスに国際教育支援室部 会を置く。

(利用)

第9条 支援室の利用について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第10条 支援室に関する庶務は、関係各課等の協力を得て、学務部教務課において処理する。

(細目)

第11条 この要項に定めるもののほか、支援室の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。